

6 環 管 第 2 0 号
平成26年1月16日

京都府環境審議会
会長 内藤 正明 様

京都府知事 山田 啓二



水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境
を守り育てる条例施行規則の一部改定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び京都府環境を守り
育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第33条第2項の規定により、下記事項
について諮問します。

記

- 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）
別表第1(1)（有害物質に係る排水基準）の改定について
- 2 京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）別表第
4の4（その1）（汚水に係る規制基準）の改定について

【諮問理由】

環境省では、平成25年8月30日付けで環境大臣から中央環境審議会に対して、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る許容限度の見直しについて諮問が行われ、カドミウムの排水基準等の基準値の見直し等について検討が進められています。

本府においては、こうした国の動向を踏まえながら、本府におけるカドミウムの排水基準の基準値のあり方について検討を行うとともに、水質汚濁防止法に基づく一律の排水基準に代えて適用する排水基準（いわゆる上乘せ基準）を定めている「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び府独自のいわゆる横出し規制対象事業場に対する排水基準を定めている「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の改正案について検討する必要があります。

本件は本府の水質環境に係る汚濁の防止に関する重要事項であることから、水質汚濁防止法第21条第1項及び京都府環境を守り育てる条例第33条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めるものです。

平成26年1月20日

京都府環境審議会環境管理部会長 様

京都府環境審議会会長



京都府環境審議会諮問事項の付議について

平成26年1月16日付け6環管第20号で京都府知事から諮問がありました、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改定については、京都府環境審議会運営要領第4条の規定により、環境管理部会に付議します。